

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター
研究活動の不正行為に関する告発窓口

2016年1月5日制定
2018年12月1日一部改正
2019年8月1日一部改正
2020年11月19日一部改正

1. 主旨

研究活動が健全、かつ適正に実施できるように、不正行為*を防止することを目的とする。

*不正行為とは、研究データや調査データにおいて、捏造、改ざん、盗用並びにその行為の証拠隠滅や立証妨害（実験記録や資料等の隠滅や破棄等を含む）、及び研究費の不正使用を意味する。

2. 責任者及びその責務

不正行為の告発から調査、判定、懲罰に至るまでの全過程の責任は当財団の理事長が有するが、不正行為に関する相談や告発の受付から調査に至るまでの体制責任者は、事務局長とする。その責務は、調査委員会のメンバーを徴集し、調査の実施、判定及び認定等のすべての業務を管理し、その結果を役員会等に報告するものとする。

3. 不正行為に関する相談や告発窓口

相談や告発の受付窓口は事務局に置く。

〒606-8225 京都府京都市左京区田中門前町 103-5

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター 事務局内
告発窓口

TEL : 075-712-6009 FAX : 075-712-5850

E-mail : km@louis-pasteur.or.jp

4. 告発方法

研究活動上の不正行為の疑いがあると思料するものは、何人も文書、電子メール、ファクシミリ、電話あるいは面会を通じて告発の受付窓口を通じて告発を行うことができるが、原則として実名であること。

2. 告発窓口の責任者である事務局長は、告発を受けつけたときは、速やかに理事長に報告するものとする。理事長は、当該告発に関係する部局責任者等に、その内容を通知するものとする。

5. 告発者の保護

告発者は、告発を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように保護される。そのためには、部局責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

6. 懲罰

告発内容が悪意に基づくものであることや、虚偽や根拠のない誹謗中傷であることが判明した場合は、懲戒処分(「就業規則」第 33 条で定める)や刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

2. 理事長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

以 上